

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月15日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マシューズ・アジア株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月17日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券「マシュース・アジア・ファンズ-パシフィック・タイガー・ファンド-クラスシェア(JPY)」の投資態度のうち中国A株および中国B株への投資比率合計の上限を30%から70%に引き上げることに伴い、当該投資態度および投資リスクについての記載事項に一部変更が生じるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

(参考)当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	マシュース・アジア・ファンズ - パシフィック・タイガー・ファンド - Iクラスシェア (JPY)
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 外国投資証券 (円建て)
主要投資対象	日本を除くアジア地域に関係する株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として、日本を除くアジア地域に関係する株式に投資を行うことで、長期的な値上り益を獲得することをめざします。 ・中国A株および中国B株への投資は、原則として合計30%を上限とします。 アジア地域に関係する株式とは、アジアに所在する企業に限らず、アジアの取引所に上場している企業、売上や利益、保有資産などで50%以上をアジア地域が占める企業、またはアジア各国の政府関連企業などを含みます。
主な投資制限	・同一発行体による有価証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・有価証券の空売りは行いません。
(略)	

(略)

<訂正後>

(略)

(参考)当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	マシュース・アジア・ファンズ - パシフィック・タイガー・ファンド - Iクラスシェア (JPY)
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 外国投資証券 (円建て)
主要投資対象	日本を除くアジア地域に関係する株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として、日本を除くアジア地域に関係する株式に投資を行うことで、長期的な値上り益を獲得することをめざします。 ・中国A株および中国B株への投資は、原則として合計70%を上限とします。 アジア地域に関係する株式とは、アジアに所在する企業に限らず、アジアの取引所に上場している企業、売上や利益、保有資産などで50%以上をアジア地域が占める企業、またはアジア各国の政府関連企業などを含みます。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による有価証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・有価証券の空売りは行いません。
(略)	

(略)

3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(略)

<訂正後>

(略)

<その他の留意点>

<中国A株投資におけるリスクおよび留意点について>

- ・中国の証券市場では、内外資本取引に対して制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の資本規制、通貨政策、税制等が今後変更される可能性があります。例えば、中国政府当局の裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、中国国外への送金規制や、円と人民元との交換が停止となる場合があります、予定している信託財産の資金回収が行えない可能性があります。また、将来的に、中国国内における期間収益に対する所得税等の税金が課されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- ・中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

中国A株投資におけるリスクおよび留意点につきましては、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1)受託会社

a . 名称

みずほ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2020年3月末日現在 247,369百万円

c . 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

< 訂正後 >

(1)受託会社

a . 名称

みずほ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2021年3月末日現在 247,369百万円

c . 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2021年3月末日現在